

脱炭素社会の実現に関する提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

なお、脱炭素化の推進に当たっては、気候変動問題に関する知見や対策等を分かりやすく発信し、すべての主体の意識変革や行動変容を促進するよう十分に留意されたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

(3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を大幅に拡充するとともに、所要額を確保すること。

また、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。

(4) 地域脱炭素の推進に係る計画策定や庁舎等への太陽光発電設備の設置、電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組が一層推進されるよう、財政措置を拡充するなど積極的な支援を講じること。

特に、令和7年度までとされている脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

(5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材

の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

- (6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のP D C Aサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。

また、再生可能エネルギー情報提供システム（R E P O S）の再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップに自治体のハザードマップ等の情報を反映すること。

- (7) 都市自治体が域内の温室効果ガス排出量をより精緻に推計するため、域内の電力・ガスの使用に関するデータを小売事業者ごとに公表するなど、必要な情報の提供を行うこと。

- (8) 国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう支援措置を拡充すること。

- (9) 国が強力なイニシアティブを発揮し、太陽光発電や蓄電池の次世代技術開発、水素の利用、電動車関連技術の強化、カーボンリサイクル技術の確立など、脱炭素化に向けたイノベーションの創出と社会実装を推進すること。

また、強靱な国内サプライチェーンの構築に向けて支援を強化すること。

- (10) 電動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備等に係る財政措置を拡充すること。

また、申請手続きの簡素化など運用改善を図ること。

- (11) バイオマスエネルギーの利用を促進するため、国産バイオマスを利用した発電に優遇措置を講じるなど、支援を拡充すること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう必要な措置を講じること。

特に、地域との共生・調和を推進するため、以下の措置を講じること。

- 1) 急傾斜地における太陽光発電設備の技術基準を定め、規模に応じた雨

水・土砂流出防止対策を義務付けること。

2) 50kW以上 1,000kW未満の太陽光発電事業に係る「地域活用要件」の創設など、大規模な事業への地元企業の参画を促すこと。

3) 再生可能エネルギー発電設備下の草刈りなど、事業者による環境保全措置を義務付けること。

4) 小水力発電施設の設置に対する支援措置を拡充すること。

(2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。

特に、営農型太陽光発電事業の不適切事案については、改正農地法により厳格な措置を講じることとされているが、その施行状況等を検証し、必要に応じた措置を講じること。

(3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、リユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

特に、太陽光発電設備の廃棄が円滑に進むよう、以下の措置を講じること。

1) 廃棄等費用を太陽光パネル製品価格に上乗せするなど、義務的リサイクル制度を創設すること。

2) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の積立て時期をFIT・FIP交付期間の開始時からに変更するなど、確実に積立てが実施されるよう制度を見直すこと。

3. 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進するとともに、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。

また、電力需要の調整に寄与する蓄電池の設置を促進すること。

4. 地域新電力が再生可能エネルギー電気の調達に係る市場価格の変動リスクに対応し、安定的な事業運営を行うことができるよう必要な措置を講じること。